物流塾

コンプライアンス 至上の時代

■7■

行政書士　林　英男氏

許可期限の短さが課題

制限外積載・けん引許可

超寸法および重量物の運搬に関する法的規制の中で、道路交通法に基づく制限外積載許可と、制限外けん引許可について説明する。

許可申請に合理的理由必要

道路交通法は、車両の通行の際の交通公害の予防と、ほかの通行車両や歩行者との交通の安全と円滑化が目的だ。

制限外積載許可が必要になるのは、貨物積載状態で①高さ三百八十センチメートルの幅が車幅と同じ②長さが車両の前後から長さの三割を超えるはみだし―となる。通行の出発地を管轄する警察署長が許可を与える。

積載物の長さの上限は車両の長さにその十分の五を加えたもの。ただし積載物を積載した状態の自動車および積載物全体の長さは十六メートル（セミトレーラー連結車は十七メートル、フルトレーラー連結車十八メートル、ダブルス連結車二十一メートル）を超えないことが必要になる。

制限外けん引許可は、けん引する自動車の前端からけん引される積載状態の車両の後端までの長さが二十五メートルを超えるとき必要になる。

許可申請で注意すべき点は、交通安全上の理由で、禁止されている超寸法で運行することを特別に願い出る許可申請のため、超寸法にならざる得ない合理的理由が必要なことだ。

貨物が重量、容積、ユニットハウスなど形態上単一で、分割、切断することにより、貨物自体の効用、価値を著しく損なうと認められる場合に限り認められる。単に運送効率上の理由で超寸法となる場合は、許可されない。

期限異なる合理性薄い

申請と同時取得を求められることが多い特殊車両通行許可の許可期間が、昨年五月に、半年から一年、一年から二年に延長されたが、制限外積載とけん引許可申請の許可期間は、最長三カ月のままだ。

継続した運行をする場合、一つの特殊車両通行許可の許可期間内に、最大で八回も制限外の許可を更新する必要がある。積載物の固定状況など、運行ごとに安全確認すべき事案もあると思うが、多くの場合、申請は管轄警察に提出する許可済みの特殊車両通行許可証の確認が中心となっている。それぞれの許可期限が異なる合理的理由が無いものも多いように思われる。

許認可庁、申請事業者双方の業務処理負担の軽減のためにも、運送業者の許認可申請の代理申請を行っている当職行政書士として、行政に対し事業者の立場から超寸法関連許可の許認可庁の一元化とともに、制限外許可の許可期限の延長と特殊車両通行許可の期限の統一を働きかけていくつもりである。

問い合わせは林行政書士事務所まで。電話086（273）8844。